

債権者説明会における質疑応答（要旨）について

1 会社更生手続に関するご質問

Q 1 今後の更生手続のスケジュールはどのようになるのか。

A 1 （保全管理人）現時点では、今後の更生手続の具体的なスケジュールについて申し上げられる状況にはない。

Q 2 今後、自力再建とスポンサー支援のいずれを目指すのか。

A 2 （保全管理人）現時点で回答することは難しいが、各社の置かれた状況を踏まえると、スポンサーによる信用補完が必要になる可能性が高いと考えている。

Q 3 民事再生手続ではなく会社更生手続を選択した理由を教えてください。

A 3 （申立代理人）本件では、各自治体を含む多様なステークホルダーが存在しており、より多くの債権者の利害を適切に調整できるという観点から会社更生手続がより適切と判断した。

Q 4 このタイミングで会社更生手続開始の申立てに至った理由を教えてください。

A 4 （申立代理人）A型事業の廃止により会社の売上げが減少したことに加え、給付費の返還請求を受けている状況において、全債権者に対する債務を全て弁済した上で、事業を継続することは困難な状況にあった。そのため、裁判所の監督の下で法的倒産手続を利用することが、事業を継続する上で適切であると判断し、今回の申立てに至った。

2 債権者様に関するご質問

Q 1 会社に対する債権はどのように取り扱われるか、また、請求書の再発行など、必要な手続はあるのか。

A 1 （保全管理人）現時点において、個別の債権の内容等について十分に把握できていないため、個別のご質問については、問合せ先（メール：toiawase_kizuna@ohebashicom）までご連絡いただきたい。

Q 2 給付費の返還について、申立前に会社から返還の申出があった部分についても、弁済禁止の保全処分の対象となり、返還がなされないのか。

A 2 （申立代理人）給付費の返還請求権についても、弁済禁止の保全処分の対象となる。また、滞納処分についても、包括的禁止命令により禁止されている。

Q 3 会社更生手続や破産手続の開始決定後は、滞納処分が可能になるということか。

A 3 (保全管理人代理) 会社更生手続及び破産手続の開始決定後は、開始決定の法令上の効果として、滞納処分が禁止される。

Q 4 不正受給と指摘されている給付費について、今後どのように取り扱われるのか。

A 4 (申立代理人) 現在、給付費の返還請求等に関する訴訟が係属中であり、まずは裁判所による判断が待たれる。また、会社財産の状況等については、今後、保全管理人において検討及び調査が行われる。

3 その他のご質問

Q 1 事業を継続しているとのことであるが、申立後の事業の状況はどうか。

A 1 (保全管理人) 利用者の皆様には、現在も従前どおりサービスをご利用いただいている。

Q 2 会社の不正行為について、保全管理人はどのように認識しているのか。

A 2 (保全管理人) 保全管理人に選任されて間もないことから、現時点では詳細を把握できていないが、今後必要な検討及び調査を適切に行う。

以上